訪問看護ステーション　ゆい　　**重要事項説明書**

本説明書は、当訪問看護ステーションが利用者に提供する訪問看護サービスに関する重要事項について説明するものです。

1．事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション　ゆい	
所在地	福岡市早良区田村７丁目 22 番 20 号	
介護保険事業者番号	福岡県　4061190577	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	鬼木（おにき）　きょう	092-407-2377
サービス提供地域	福岡市・糸島市	

2．事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	資格	人員
管理者	訪問看護業務管理	看護師	１名
訪問看護職員	訪問看護業務	看護師 准看護師	３名（常勤）
リハビリ職員	リハビリテーション業務	理学療法士	３名（常勤）

3．営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日 （年末 12/29～1/3 までを除く）
営業時間	月曜日～金曜日：８時 30 分から 17 時 30 分
営業時間外	電話等で 24 時間連絡・相談が可能　必要時には訪問可能

4．事業の目的と内容

1）事業の目的

本事業は病気や障害でかかりつけ医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を必要と認めた療養者に対し、介護保険法令等、ならびに健康保険法令等に基づき、当事業所の従業者が適切な看護サービスを提供し、居宅においてより安定した療養生活が送れるように支援をします。

2） サービスの内容

- 症状及び心身の状態観察
- 清拭・入浴介助等清潔のケア及び療養上の世話
- 床ずれの予防・処置及びカテーテル等の管理
- 医師の指示による医療的ケア（点滴等注射の管理・創処置等）
- 在宅リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症の看護
- 家族への介護指導・精神的ケア

5．訪問看護の申し込み及び開始方法

① ご本人、ご家族より主治医に訪問看護の利用についてご相談下さい。

② ケアプラン作成を依頼している居宅介護支援事業者、または担当の包括支援センターにお問い合わせてご相談下さい。

③ かかりつけ医が訪問看護の利用を必要と認めて、訪問看護ステーションに訪問看護指示書が交付された後、訪問看護を開始いたします。

6．訪問看護利用料金について

具体的な利用者負担料金は、下記のとおりです。

1） 介護保険（介護予防）

厚生労働大臣が認めた基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは負担割合証に応じた額とします。

金額は別紙、利用料金表をご参照下さい。

※ 介護保険法に基づき訪問時間によって一定の割り増し料金を徴収します。早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）は基本料金の 1.25 倍、深夜（22 時～翌朝 6 時）は基本料金の 1.5 倍

※ 病状・様態によって緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を算定します。

※ 日祭日等営業日以外の訪問は医師の指示に基づき、必要に応じて計画的なを実施します。

2） 医療保険

医療保険での利用の場合、健康保険法等または、後期高齢者医療制度に基づき所定の額を徴収します。（基本利用者負担１割～３割）

＜基本療養費以外の料金内訳＞

詳細は別紙料金算定票をご参照下さい。

- 24 時間対応体制加算　　月１回　6,520 円
- 特別管理加算　　月１回　5,000 円・2,500 円
- 長時間訪問看護加算　　週１回あたり　5,200 円
- 難病等複数回訪問加算　　１日２回訪問の時 4,500 円
  １日３回訪問の時 8,000 円
- 退院時共同指導加算　　退院時１回　8,000 円
- 退院支援指導加算　　退院日１回のみ　6,000 円
- ターミナルケア加算　　１回のみ　　25,000 円
- 夜間・早朝・深夜訪問看護加算
  18 時～22 時または６時～８時　　１時間当たり　2,100 円
  22 時～翌朝６時　　１時間当たり　4,200 円

＜保険外利用料金＞

- 訪問看護で行う死後の処置量　　10,000 円（処置に伴う材料代を含む）
- 駐車料金（有料駐車場利用時）

7．支払いについて

訪問看護利用料金は、現金払いで月１回お支払い願います。（所定の請求書を持参します）

8．サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先	訪問看護ステーションゆい	
電　話	092-407-2377	FAX　092-407-2370
担　当	管理者　鬼木（おにき）　きょう	

9．運営方針等

① 事業所の訪問看護はご本人、ご家族の意思と人格を尊重し、ご自宅において可能な限り自立した生活が営めるように支援いたします。

② かかりつけ医の指示書に基づき、ご本人の病状、心身の状況を踏まえて看護計画を作成し、適切な看護サービスを提供します。

③ 当事業所の職員は計画的に研修に参加し看護サービスの質の向上に努めます。

④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健・医療・福祉サービスとの密接な連

携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10. 緊急時・事故発生等の対応

① 訪問看護実施中に事故、体調の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、かかりつけ医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

② サービスを提供するに当たって、当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は速やかに誠意を以って対応し、損害賠償を行います。

③ 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

④ 当事業所は、営業時間外にも対応できるように、介護保険法ならびに健康保険法等に基づき、緊急時訪問看護加算、24 時間対応体制加算を算定しています。

（　　承諾します　　・　　必要なし　　）

医療機関等 （かかりつけ医）	医療機関名 住　　所 連　絡　先
緊急連絡先	氏　　名 住　　所 連　絡　先
緊急連絡先 （不在時）	氏　　名 住　　所 連　絡　先

11．苦情申し立ての窓口

以下についてご相談・苦情等がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

① 事業所が提供するサービス内容について

② 訪問看護に関する要望等

苦情・相談窓口	電話　092-407-2377 FAX　092-407-2370
	相談員（責任者）　鬼木（おにき）　きょう
	対応時間　午前８時 30 分～午後５時 30 分 ※時間以外についても、電話、FAX 等にて受け付け、後日速やかに対応いたします。

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福岡市	東区保健福祉センター　☎092-645-1069 博多区保健福祉センター　☎092-419-1081 中央区保健福祉センター　☎092-718-1102 南区保健福祉センター　☎092-559-5125 城南区保健福祉センター　☎092-833-4105 早良区保健福祉センター　☎092-883-4355 西区保健福祉センター　☎092-895-7066
糸島市	介護保険課　☎092-323-1111（代表）
国民健康保険団体連合会 （国保連）	所在地　福岡市博多区吉塚本町 13-47 電　話　092-642-7859 ＦＡＸ　092-642-7857 利用時間　平日　午前９時～午後５時

１１．当法人の概要

事業者名称	株式会社　寿文
代表者名	取締役社長　印南　健一郎
所在地	福岡県福岡市早良区田村７丁目 22 番 20 号
電話番号	092-407-2377
FAX	092-407-2370